小学校卒業まで保管

六小安心・安全マニュアル

災害や非常事態はいつ起こるか分かりません。万が一、そういったことが起きた場合、児童の安全確保の仕方や、保護者の皆様への連絡方法が重要課題であると考えます。不測の事態にも対応できるよう、これらの課題を見直し検討して「六小安心安全マニュアル」を作成しました。「児童の安心安全」のために、本マニュアルが有効活用できるよう、保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。また本マニュアルには子どもの安全を確保するために、ＳＮＳ、いじめについての項目も記載しています。

六小安心安全マニュアル　～目　次～

	ページ
１　はじめに	２
２　基本的な防災活動	２
３　災害時の学校側の対応	３～４
（１）台風接近時の対応	
（２）地震時・風水害時	
または、近隣での事件・不審者等の対応	
４　引き渡しについて	５
５　メール配信、連絡網について	６～８
６　災害用伝言ダイヤル１７１	９
７　不審電話の対応について	１０
８　ＳＮＳ六小ルール	１１～１３
９　六小いじめ防止基本方針	１４～１８

平成３０年度２月

狛江市立狛江第六小学校

１　はじめに

本マニュアルは、本校で行ってきた緊急時の対応を一部見直し、まとめたものです。手の取りやすい場所において頂き、お子様と一緒に、緊急時にはどういった対応をとるのか、お話をしていただきたいと思います。また、**場合によっては、学校の対応がマニュアル通りにいかない場合も想定されます。本マニュアルは原則的な対応であるということを御理解いただき、保護者の皆様の普段からの緊急時の備え、自主的な判断をお願い致します。**

なお、本マニュアルは、**卒業時まで各ご家庭で保管して頂き、活用してください。大幅な変更等があった場合には、再度配布いたします。**また学校ＨＰにも掲載しておきます。

２　基本的な防災活動

災害はいつどこで起きるか分かりません。また、学年により下校時間が異なります。登下校中は児童の判断で避難することが必要となります。東京都から配布されている「東京防災」また、学校で配布している児童用の「防災ノート」を活用して、各ご家庭において緊急時の行動を確認してください。

東京防災

１～３年生用

４～５年生用

≪登下校中≫

- 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない所へ避難する。
  （防災ノート１～３年生用　Ｐ９及び４～５年生用　Ｐ７　参照）

≪家の中にいる場合≫

- 家具等が「おちてこない」「たおれてこない」「移動してこない」所へ避難する。
  （防災ノート１～３年生用　Ｐ５及び４～５年生用　Ｐ５　参照）

他にも家庭内でできる防災活動はいろいろあります。

- 避難所について。
- 非常時の持ち物の整理、場所の確認。
- 大雨、台風などの風水害が起きた時について。
- 地域での危険な場所の確認。
- 地域の防災訓練への参加

３　災害時の学校側の対応

（１）から（３）の学校の対応については、プリントもしくはメール配信、場合によっては地区の連絡網でお知らせいたします。なお、災害時における電話回線の混雑時は、災害用伝言ダイヤルを使用します。（Ｐ１０参照）また、学校の対応に関わらず、保護者が直接お子さんの引き取りを希望される場合は、学校にお越しください。

（1）台風接近時及び風水害時の対応

児童が在宅時	児童が在校時
台風の雨やかぜに関する警報等の情報から、**午前６時３０分の段階で「特別警報（大雨、暴風のいずれか）あるいは警報（大雨、洪水、暴風いずれか）」が狛江市に発令されている場合には自宅待機とします。** 警報が解除された場合には順次登校としますが、その後の対応等について、**メール配信**を使って連絡いたします。 特別警報や警報が発令されていなかったり、連絡がなかったりする場合でも雨・風がひどい時は、ご家庭の判断で適宜様子を見て登校させてください。「遅刻」扱いにはいたしません。その際は学校へご連絡ください。 学校の電話　３４８０－９９８１ ３４８０－９９８２	原則として、平常どおり授業をします。 ただし、 **（１）　台風が通過する前に普段より早く地区別または色別集団下校をすることがあります。** **（２）　台風の通過を待って普段より遅く地区別または色別集団下校をすることがあります。** ・集団下校する時は、**メール配信**を使って連絡をします。 ・学童に行く児童は、まとまって行きます。集団下校となった場合、ＫｏＫｏＡは休みとなります。 ・迎えにおいでいただける場合は、児童と行き違いにならないように通学路を通ってきてください。 ・台風の通過が予想されるとき、家庭不在になる場合は児童に鍵を持たせてください。

（2）地震時の対応

地震の程度	児童が在宅時	児童が在校時
・　震度４以下の地震が発生。	登校前…**通常登校。** 下校後…ご家庭の判断で、最善の行動をとってください。	**通常下校。** 　ただし、被害の状況に応じて、地区別、または色別集団下校をする場合や、保護者に協力を呼びかける場合もあります。
・震度５弱以上の地震が発生。	**自宅で待機。**学校や公的機関の情報をもとに保護者の判断で、最善の行動をとってください。	児童を学校に止め置き、保護者の引き取りによる下校。

（3）近隣での事件・不審者等の対応

	緊急時の場面	児童在校時の学校の対応
対応１	・　他地区での不審者、何らかの事件等、特別な問題関係はないが、指導・通知することにより被害を未然に防ぐことが可能と考えられる場合。	児童へ口頭での安全指導。
対応２	・　本校以外の市内小中学校への不審者情報等により児童が少人数での下校に不安がある場合。	地区別または色別集団下校、または教員による地域巡視。
対応３	・　近隣の小中学校で不審者情報、もしくは近隣の地域の施設等で事件が発生し、児童のみでの下校が危険であることが予想される場合。	教員の引率による地区別、または色別集団下校。
対応４	・　本校への不審電話、学区内での不審者情報等で児童の危険が予想され、教員のみでの引率では児童の安全が確保されないと予想される場合。	保護者への協力を呼びかけ、地区別、または色別集団下校。
対応５	・犯罪被害等により児童への危険が十分に予想される場合、保護者へ直接引き渡す必要がある場合（警察の判断）	児童を学校に止め置き、保護者の引き取りによる下校。

※児童が在宅時は、保護者の判断で児童の安全確保をしてください。

４　引き渡しについて

引き渡しは、**原則として、『児童緊急連絡カード』に記入して頂いた方に児童を引き渡します。**緊急時、保護者の方が引き取りに来られないことが予想されますので、近隣の方や親しい型と防災対策について話し合い、お互いの了承を得たうえでご記入ください。年度初めにブラックファイルにて「㊙児童生活環境と緊急時連絡カード」をお渡ししますので、変更があれば赤で訂正してください。新一年生に関しては入学説明会でお配りしております。

（１）引き渡しの判断

警戒宣言が発令された場合、または**震度５弱以上の地震あるいは災害**により被災した場合、保護者の引き取りによる下校とします。

（２）待機時の留意点

☆ 不安を訴える児童・生徒のために、心のケアを最優先にする。
☆ 待機時間が長引くことを想定して、飲料水・食料の確保、宿泊準備も考えておく。
☆ 近隣の被災への対応や、負傷者への対応などと、待機児童・生徒の対応が混同しないよう職員の分担を明確にして臨機応変に対応する。

（３）校外で引き渡す場合の流れ

１ 二次災害の危険性の有無を考慮しながら、引き渡しが可能かどうかを判断する。
２ 日帰りか宿泊かによって対応は異なる。
特に宿泊行事の場合の対応は、滞在先の状況や帰校までの交通状況によって大幅に左右されるので、学校待機者や市教委と連絡を取りながら判断する。
３ 「学校に戻って引き渡す場合」と「現地で引き渡す場合」の両方を想定し、どちらが安全かを判断する。
４ 現地で引き渡す場合は、学校残留職員と連携し、交通手段の確保や現地への予想到着時刻を確認した上で、保護者に引き取りに来てもらう。

※大規模災害・非常時などにおける引取り者　　見本

順位	引取り者指名	連絡場所 連絡先電話番号	続柄	引取りまでの予想時間（交通手段が使用不能と想定しご記入ください）
1				
2				
3				

５　メール配信、連絡網について

狛江第六小学校では、学校や PTA からの連絡手段として東急セキュリティ「キッズセキュリティ・ミマモルメ」が提供するサービスである全校一斉メールサービスを利用し、情報配信を行っております。

正確な情報を迅速かつ円滑にお伝えできるよう、一斉メール登録のご協力をお願いします。

1.配信内容

＜学校から配信＞

①　不審者情報や急な集団下校、災害時などの緊急連絡

②　登下校時刻等の変更のお知らせ

③　学校行事予定や変更のお知らせ（運動会や遠足などの天候による変更など）

④　配布物の案内（学級での連絡の補完です。全ての案内は配信致しません）

⑤　その他、学校が配信の必要があると判断した内容

＜PTA から配信＞

①　PTA 行事予定や変更のお知らせ

②　配布物の案内(提出物締切のお知らせなど)

③　その他、PTA が配信の必要があると判断した内容

2.注意事項

①　インターネットのできる携帯電話もしくはパソコン等が必要です。

②　メール配信システム運用にかかる費用の受信者負担はありません。
　→但し、登下校メールサービスをお申込みされる場合は、料金がかかります。詳しくは、別紙の「キッズセキュリティ・ミマモルメについて」をご参照ください。
　→メール受信にかかる費用（パケット代やインターネットの費用等）は受信者負担となります。

③　登録アドレス等は東急セキュリティ株式会社にて管理されます。（個人情報は外部から閲覧できません。）また、学校及び PTA では登録者・登録件数以外は把握致しません。

④　配信は遅れることもあり、災害時には機能しないことも考えられます。

⑤　緊急時には電話連絡（学級連絡網もしくは地区班連絡網）を使用する場合もあります。

⑥　引渡し訓練は、配信の有無にかかわらず、「予定時刻に学校へ行く」ことが最優先です。

⑦　メールはあくまでも補完的役割であることをご理解ください。

⑧　メール登録は申込書と確認事項をよくお読みになり、指定された期日までに各自必ずお申し込みください。

⑨　メール以外はすべて電話対応となります。やむを得ない事情により電話をご希望される場合は要相談となりますので、後日 PTA よりご連絡いたします。

3.登録から配信の流れ

申込み
・申込書をよくお読みになり、期日までにお申し込みください。

ID票発行
・ID票は、学校を通して配布されます。
・お手元に届きましたら、封筒の中身を必ずご確認ください。

登録
・ID票に従って受信したいメールアドレスをご登録ください。

メール受信
・全校、学年、クラス、PTAからのお知らせが配信されます。

＊手続終了後 ID が手元に届くまで数ヶ月かかる場合があります。

4.メールが届かない場合

①メールアドレスを登録していない

申込用紙を学校に提出しただけではメールは届きません。
お配りした ID 票の手順にそって、受信したい
メールアドレスをご自身で登録してください。
※ID 票を紛失された方は、ミマモルメのホームページから
再発行依頼をするかコールセンターにお電話してください。

お配りした ID 票の見本

②メールアドレス登録時にアドレスを誤って入力している

ID 票の手順にそって正しいアドレスを入力し直してください。
メールアドレスが正しく登録された場合、データセンターから
即時に確認メールが届きます。

③迷惑メールの受信を防止する設定がされている

ドメイン「hanshin-anshin.jp」を受信できるよう設定してください。
迷惑メール設定の変更後に、メールアドレスを削除し、再度登録して頂きますと、確認メールが届きます。

※迷惑メールの設定変更方法が分からない方は、携帯ショップにてご確認いただくか、ミマモルメのホームページを参照いただく、もしくはコールセンターにお電話してください。

5.その他

・メールアドレス変更の場合は、ID 票の手順にそって登録しなおしてください。

・一度の登録で、卒業まで継続されます。

・転出の場合は、一斉メール解約のお手続きは必要ありません。

＊但し、登下校メールサービスをお申し込みされている方は、解約手続きが必要です。

（黄色のタグ、白色のタグをお持ちの方）

・黄色のタグをお申し込みの方へ

① 寝かせず立てて入れてください。

② 直接名前を書かないでください。

③ 金属ケースに密着させない。

④ キラキラシールを貼らない。

⑤ 外に吊り下げない。

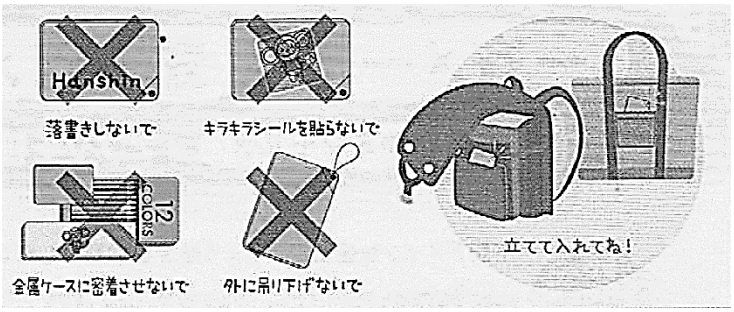

＊校内の落し物に届けられることが多々あります。

お名前シール等を使用するなどして、お名前を明記してください。

ミマモルメに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

お問い合わせ先：株式会社ミマモルメ　ミマモルメコールセンター
TEL0570-081-300　（携帯からは 06-6734-6900）
【受付時間】8:45～12:00　13:00～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）
ホームページ　：　http://www.hanshin-anshin.jp/

６　災害用伝言ダイヤル１７１

災害用伝言ダイヤル１７１（災害ダイヤル１７１）

災害時、停電などによるメール配信不能や、電話回線普通などの状況になった場合、安否の確認などには、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル（災害ダイヤル１７１）を活用します。

①　「１７１」をダイヤルします。

［ガイダンス］

「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。
録音される方は「１」、再生される方は「２」、暗証番号を利用する録音は「３」、暗証番号を利用する再生は「４」をダイヤルしてください。」

②　再生「２」を選択する。

［ガイダンス］

「被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」

③　狛江第六小学校の電話番号「０３-３４８０-９９８１」をダイヤルする。

※　伝言ダイヤルセンターに接続されます。

［ガイダンス］

「電話番号「０３-３４８０-９９８１」の伝言をお伝えします。
プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「１」のあと「＃（シャープ）」を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。
なお、電話番号が誤りの場合、もう一度お掛け直しください。」

④　プッシュ式電話の場合　：「１」「＃（シャープ）」を押す。

ダイヤル式の電話の場合：そのまま待つ。

［プッシュ式電話のガイダンス］

「新しい伝言からお伝えします。
伝言を繰り返すときは、数字の「８」のあと「＃（シャープ）」を、
次の伝言に写るときは、数字の「９」のあと「＃（シャープ）」を押してください。」

［ダイヤル式電話のガイダンス］

「新しい伝言からお伝えします。」

⑤　伝言が再生されます。（３０秒以内ですので、要点のみお知らせします。）

【伝言の例】　「狛江第六小学校です。現在、児童は校庭に避難しており、全員無事です。児童の引き渡しを行いますので、引取りをお願いします。」

※上記②の操作で、「１」を選択すると伝言を吹き込む操作となりますので、必ず「２」を選択してください。

７　不審電話の対応について

ここ数年、子どもの住所や電話番号を聞き出そうと、宅配業者・電話業者・保護者などを装い巧妙な手口で住所や電話番号を問い合わせる事例が多発しています。学校や行政機関がご家庭から個人情報を聞き出すことはいっさいありません。

そこで、もしも不審電話がかかってきた際に、きっぱりとことわることができるように、不審電話への対応について、学校では次のような指導を行っています。

○知らない人に友だちの電話番号や住所を教えてはいけません。 ○知らない人からの電話は、保護者に代わってもらう。 ○保護者がその場にいない場合には、下記のマニュアルのように対応する。 ○保護者の方が帰宅された時に不審の電話があったことを報告する。

★ご協力いただきたい事柄

１　クラスの緊急連絡網は、安全管理上子どもの目にふれない場所に１年間保管で部外秘扱いとし、学校で回収します。

２　知らない人に友だちの電話番号や住所を教えてはいけないことを再度ご指導ください。

３　不審電話と思われる場合は、学校に問い合わせるよう伝え、電話を切ることをご指導ください。

４　不審電話がありました時は、学校にご連絡ください。

記

★ふしんでんわへのこたえかた

○わかりません。ともだちのでんわばんごうや、じゅうしょをおしえてはいけないといわれています。がっこうにでんわしてください。

８　ＳＮＳ六小ルール

ＳＮＳ六小ルール

ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用にあたってあらかじめ、その特性を良く理解しておく必要があります。

このルールをよく読み、おうちの人と話し合ってＳＮＳを有効に使いましょう。

ＳＮＳ東京ルール

① 一日の利用時間と終了時間を決めて使おう
② 自宅でスマホを使わない日をつくろう
③ 必ずフィルタリングをつけて利用しよう
④ 自分や他者の個人情報を乗せないようにしよう
⑤ 送信前には相手の気持ちを考えて読み返そう

狛江市立狛江第六小学校

※ご家庭でＳＮＳの使用について話し合ってみてください。

□にチェック（✔）をして確認してください。

□学校がある日のスマートフォン（またはケータイ）の利用時間は ____:____ まで、休みの日は ____:____ までが基本です。それ以降にどうしても使う必要があるときは、かくれて使ったりせずに相談しましょう。

□インターネットは常に世界中の人が使っています。ソーシャルメディアを利用する際は、情報発信者としての自覚と責任をもち、法令・規範などをしっかり守りましょう。

□ソーシャルメディア提供側が示す利用規約はきちんと読み、必ず守りましょう。理解するのが難しいようなら、お家の人と一緒に確認しましょう。

□公共の場でスマートフォン等のデジタル機器を利用するときは、ルールやマナーを守り

ましょう。（マナーモード指示を守る、「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」はしないなど。）

□自分だけでなく、友人・知人の個人情報に関する書き込みは行ってはいけません。

□自分以外の人の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得ましょう。（許可を得る前に、インターネットに公開してもいい内容かどうか判断する必要があります）

□トラブルに巻き込まれたとき、もしくはその可能性があるときは、必ず相談しましょう。

□他人になりすまして情報を発信してはいけません。人をおとしいれるような言動は絶対にしてはいけません。

□「友だち」の登録は、信頼できる人や知っている人だけにしましょう。また、知っている人から「友だち申請」が届いたとしても、本当に本人かどうかをしっかり確かめましょう。

□他人を中傷したり、侮辱したりするような投稿をしてはいけません。

□違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報を投稿してはいけません。

（未成年者によるネット選挙活動も違法行為にあたるため、注意が必要です）

□公共ルールやマナーに反するような行為をすることも、それをアピールするような情報（写真も含む）を投稿することもいけません。

他にも約束があったら、記入してください。

もし、トラブルに巻き込まれてしまった場合

ネット上でトラブルに巻き込まれてしまい、自分では解決できないなと思うことがあるかもしれません。

そんな時はすぐにおうちの人か、担任の先生に相談しましょう。最初の対応を間違えてしまうと、被害を大きくしてしまうこともあるかもしれません。闇雲に対応してしまう前に是非相談してください。

どうしても家族や先生に話せないという人は以下に連絡しましょう。必ず助けてくれます。

東京都消費生活総合センター
０３－３２３５－１１５５

ＳＮＳとは・・・

インターネット上でのコミュニケーションツールのことです。多くは、友達を通じて新しい友達とコミュニケーションを作ることを目的としたサービスです。文字での情報だけでなく動画や音声なども利用できます。最近ではスマートフォンの普及によりいつでも手軽に情報を発信・受信できるツールとして利用者が増えています。代表的なSNSとしてFacebookやTwitter、LINE、mixi　GREE、プロフなどがあります。

９　六小いじめ防止基本方針

１　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

（１）いじめの定義（「狛江市いじめ防止基本方針」より）

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童に対して、当該児童と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※　けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（２）　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

２ いじめ防止対策組織

生活指導部会内に「いじめ防止委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー等と連携する。

（１）いじめ防止対策委員会の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・月一回の生活指導部会において、いじめ防止についての取り組み状況等の情報交換を行う。

・毎週金曜日の生活指導夕会において、児童の状況の情報交換を行う。

・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ　相談体制

・校務分掌に、「校内委員会」を設置し、特別な教育的支援を必要とする児童について校内支援を行う。教育相談員による個別の児童や学級集団の観察を、定期的に行い、児童、保護者、教員に対してよりより学校生活を送るための助言と、情報の共有を行う。

エ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・学校便り等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

オ いじめに対する措置

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。（目安として３か月）

３ いじめの防止等に関する具体的な取組

（１） いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、hyper-ＱＵアンケートの結果を分析し、いじめの状況を客観的にとらえ、学級経営に活用する。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア 児童アンケートを定期的に実施し、小さなサインを見逃さないように努める。

イ 特に、思春期の入口の５年生においては、全児童に対しスクールカウンセラーとの全員面接を行う。

ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ　いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

（３）いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや教育相談員、ＳＳＷ等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への指導を徹底し、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

4　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をする。
（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
（３）調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び児童・保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6　留意事項

（１）発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、学校生活支援シートや個別支援計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことができる。
（２）海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
（３）性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
（４）東日本大震災により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

7 その他

（１）いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
（２）「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配布し、ホームページに掲載する。
（３）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

7　組織的ないじめ対応の流れ

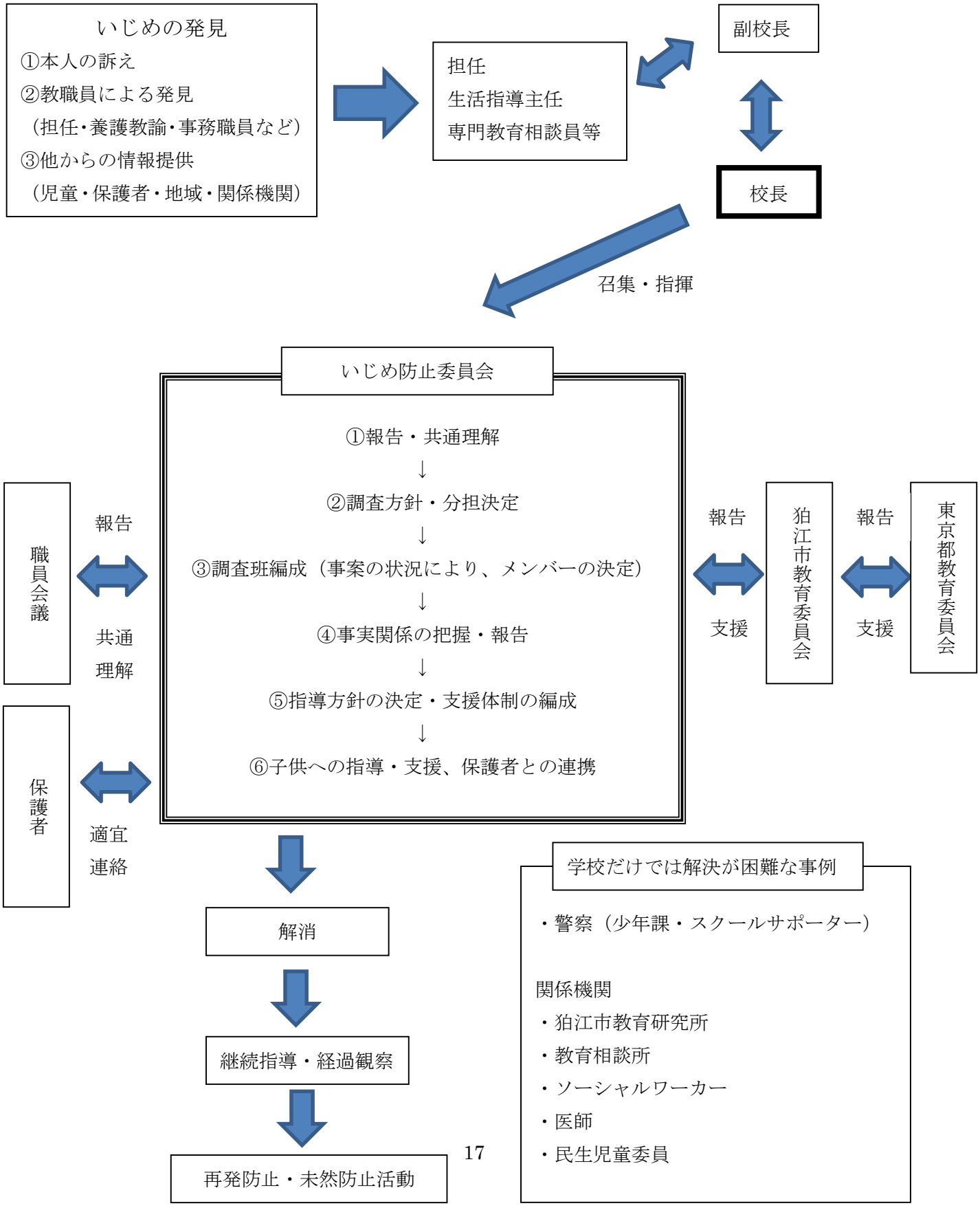

８　いじめ未然防止のための年間指導計画

	主な取り組み	具体的な活動内容
４月	○児童観察・理解 ○校内委員会全体会 ○学級づくり ○保護者会	・全担任やスクールカウンセラーとの引き継ぎ事項の確認。 ・配慮児童に対する教職員の共通理解。 ・学年会における、学年経営・学級経営方針の決定。 ・学校・学年・学級の指導方針の説明。
５月	○家庭訪問	・保護者からの児童の実態把握・指導の連携。
６月	○ふれあい月間 ○hyper-QU 調査 ○巡回相談	・いじめ防止に向けた指導方法の再確認。 ・いじめの有無の調査。 ・代表委員会を中心とした、児童によるいじめ防止の活動。 ・友達関係や学校生活における意識調査。 ・専門家による、配慮児童の分析と指導方法の助言。
７月	○hyper-QU 調査分析	・担任・学年による調査結果の分析・指導の見直し。
８月	○研修会	・いじめ問題の理解と対策についての事例研修。
９月	○夏休みの生活調査 ○保護者会	・保護者から、夏休みの児童の様子を把握。
１０月	○巡回相談 ○個人面談	・専門家による、配慮児童の分析と指導方法の助言。 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携。
１１月	○ふれあい月間 ○hyper-QU 調査	・いじめの有無の調査。 ・道徳を中心とした、いじめ防止教材を活用した授業を実施。 ・代表委員会を中心とした、児童によるいじめ防止の活動。 ・友人関係や学校生活における意識調査。
１２月	○児童アンケート ○hyper-QU 調査分析	・アンケートによる児童の意識調査の実施。 ・担任・学年による調査結果の分析・指導の見直し。
１月	○保護者会	・保護者から、冬休みの児童の様子を把握。
２月	○ふれあい月間	・いじめの有無の調査。 ・道徳を中心とした、いじめ防止教材を活用した授業を実施。 ・代表委員会を中心とした、児童によるいじめ防止の活動。
３月	○校内委員会全体会	・配慮児童についての共通理解と、成果と今後の課題。 ・引き継ぎ事項の確認と整理。

※５年生全員を対象に、スクールカウンセラーとの面談を今年度も予定しています。